

労農記者クラブ提供

大阪労働局発表
平成26年1月31日

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業対策課
(代表電話) 06(4790)6310(内線2142)

報道関係者 各位

大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況 (平成25年10月末現在)

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけています。

大阪労働局では今般、平成25年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、これを公表します。

～外国人労働者雇用事業所、外国人労働者ともに昨年より増加～

【届出状況の概要】

- 外国人労働者数は38,127人で前年同期比7.1%の増加
- 外国人労働者を雇用する事業所数は8,458か所で、前年同期比6.8%の増加
- 国籍別では、中国（香港等を含む）が最も多く18,783人（外国人労働者全体の49.3%）、次いでブラジル3,041人（同8.0%）、ベトナム2,782人（7.3%）の順
- 在留資格別では、「身分に基づく在留資格」が14,308人で外国人労働者全体の37.5%を占め、次いで「専門的・技術的分野」が9,339人で全体の24.5%となっている。

《添付資料》 別添1「大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況のポイント(概要)」
別添2「大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況(本文)」
別添3「外国人雇用状況の届出状況表（表1～3、参考）」